

元土（技）第 361 号

令和元年 7 月 30 日

建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長



県外下請業者の活用に係る工事成績評定における特例措置について（通知）

西日本豪雨災害からの早期復旧・復興に向け、各団体におかれましては、最大限のお力添えをいただき、誠にありがとうございます。

土木部における平成 30 年発生災害に係る災害復旧工事等の発注は 8 割を超えたところであり、今後も全工事の完成に向け、全力を尽くすこととしています。

一方で、工事量の著しい増加に伴い、県内下請業者の確保が困難な状況となっていることから、今後、現場作業が本格化する災害復旧工事等の労働力を確保するため、令和元年 7 月 12 日以降に完成検査を行う平成 30 年発生災害に係る災害復旧工事・災害関連工事（土木一式工事に限る）について、下記のとおり、工事成績評定における特例措置を設けましたので、県外下請業者の活用を含め、労働力の確保に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 対象考査項目

工事成績採点表の考査項目別運用表 6. 社会性等 I. 地域への貢献等

2 特例措置の内容

平成 30 年発生災害に係る災害復旧工事・災害関連工事（土木一式工事に限る）における県外下請の活用については、表外の『注意事項』に記載のある「※ 2. 県内業者の下請に関する評価において、県内業者が施工できない特殊工種は評価の対象外とし、それ以外の工種で評価する。」と同様の扱いとし、「全ての下請業者が県内業者であった又は元請業者が県内業者で工事の全てを自ら施工した。」ものとして、「地域への貢献等の評価を 1 ランク上げる。」

問合せ先

土木管理課技術企画室技術管理係  
和氣、日野、小笠原

089-912-2648（係直通）